

平成15年度「環境技術実証モデル事業」実施要領の概要（案）

第1章 総則

1. 目的

先進的環境技術の環境保全効果等を第三者が客観的に実証するモデル事業
環境技術実証の手法・体制の確立
環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促進

2. 「実証」の定義

「実証」とは、環境技術の環境保全効果等を試験等に基づき客観的なデータとして示すこと。
「実証」は、一定の判断基準に対する適合性を判定する「認証」とは異なる。

第2章 モデル事業の実施体制

1. **環境省**：実証対象技術分野の選定、実施試験方法の技術開発、実証試験要領の作成、実証機関の選定、データベースによる結果の公表の他、モデル事業全体の運営管理及び実証手法・体制の確立に向けた総合的検討。
2. **環境技術実証モデル検討会**：環境省により、設置。環境省が行う事務の実施について、専門的な立場で検討・助言を行う。
3. **分野別ワーキンググループ（WG）**：環境省（各部局）により、必要に応じ設置。環境省が行う事務のうち、実証試験要領の作成、実証機関の選定等について、（分野毎の）専門的な立場で検討・助言を行う。
4. **実証機関**：実証対象技術を企業等から公募・選定、実証試験計画の策定、技術の実証（実証試験の実施及び実証試験結果報告書の作成）、実証試験結果報告書の環境省への報告及びデータベース運営機関への登録。
5. **技術実証委員会**：実証機関により、設置。実証機関が行う事務の実施について、専門的な立場で検討・助言を行う。
6. **データベース運営機関**：実証試験要領・実証試験計画、実証結果レポート等モデル事業の成果についてデータベースを作成し、その運営・管理を実施。
7. **(独)国立環境研究所**：必要に応じ、実証試験にかかる実施技術の開発を実施。

第3章 対象技術分野の選定

環境省は、環境技術実証モデル検討会及び分野別WGにおける議論を踏まえつつ、以下のような観点に照らし、実証モデル事業の対象となる技術分野を選定する。

- (1) 開発者、ユーザー（地方公共団体、消費者等）から実証に対するニーズのある技術分野
- (2) 普及促進のために技術実証が有効であるような技術分野
- (3) 既存の他の制度において技術認証等が実施されていない技術分野
- (4) 実証が可能である技術分野

予算、実施体制等の観点から実証が可能である技術分野
実証試験要領が適切に策定可能である技術分野

第4章 実証試験要領の策定

環境省は、「実証試験要領のイメージ」を参考に、分野別WGで検討の上、対象技術分野毎に実証試験要領を定め、実証モデル事業検討会に報告。

なお、ある実証項目に関し、適当な実証試験の方法が無い場合等には、環境省は、国立環境研究所に、実証試験実証技術の開発を依頼することができる。

第5章 実証機関の選定

環境省は、地方公共団体等を対象に実証機関を募集。申請してきた機関の中から、書面審査（必要に応じ、ヒアリング審査）を行った上で、分野別WGでの検討も踏まえ、適切な機関を選定し、モデル事業検討会に報告。

なお、申請にあたっては、外部に委託する予定の事務を含めた実証試験の実施体制のプロポーザルを、提出させることとする。

第6章 実証の対象技術の選定

1. 対象技術の選定の手続き

- (1) 実証機関は、対象技術分野について、対象技術を公募。技術実証を受けることを希望する者（開発者、販売店等。以下、「実証申請者」という。）は、実証機関に申請。
- (2) 実証申請者は、実証申請書に必要事項を記入し、指定された書類を添付して申請を行う。
なお、実証申請書の内容は、実証試験要領において定めることとする。
- (3) 実証機関は、申請された技術の中から、以下の観点を考慮し、技術実証委員会における検討等を踏まえて、対象技術を選定し、環境省の承認を得ることとする。
- (4) 実証機関は、選定された技術の実証申請者との間で、実証実施契約を締結する。

2. 対象技術選定の観点

実証機関は、以下の各観点到らし、技術実証委員会等の意見を踏まえつつ、総合的に判断した上で、対象とする技術を選定する。

(1) 形式的要件

申請技術が、対象技術分野に該当するか、申請内容に不備は無いか、商業化段階にある技術か

(2) 実証可能性

予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか
実証試験計画が適切に策定可能であるか

(3) 環境保全効果等

技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか
副次的な問題が生じないか
高い環境保全効果が見込めるか
先進的な技術であるか

第7章 実証試験計画の策定

実証機関は、必要に応じ、実証試験要領に基づき詳細な試験条件等を規定するための実証試験計画を、実証申請者との協議を行いつつ、技術実証委員会で検討した上で作成し、環境省に提出する。環境省は、必要に応じ、実証機関に対し、実証試験計画についての意見を述べるができることとする。なお、ある技術について、実証試験要領の作成の段階で想定していなかった副次的な環境影響が想定される場合など、実証試験要領と異なる試験方法を採用が必要が生じた場合は、環境省の承認を得ることとする。

第8章 実証試験の実施

実証機関は、各対象技術について、実証試験要領（及び実証試験計画）に基づき実証試験を行う。

なお、実証機関は、必要に応じ、実証試験を外部機関に実施させることができる。

第9章 実証試験結果報告書の作成

(1) 実証機関は、実証結果報告書を取りまとめ、技術実証委員会での検討を経た上で、環境省に提出し、承認を得ることとする。承認を得た実証結果報告書については、実証申請者への通知、データベース機関への送付を行う。また、実証試験報告書の作成の際には、実証試験要領に規定する実証試験報告書の内容・様式に従うこととする。

(2) 実証結果報告書は、実証結果にかかわらず、全て公開する。

第10章 データベースの作成

(1) データベース運営機関は、インターネットを通じ、環境技術情報のユーザーへの提供を図るため、実証済みの環境技術の情報を整理・提供するデータベースの構築を行う。

(2) データベースには、実証試験要領、実証結果報告書を登録する他、実証機関・技術の公募情報、検討会等による議論の状況等の情報を随時登録することとする。

(3) また、上記データベースに加え、実証を受けていない環境技術についても、環境技術開発者等が、任意に環境技術情報を登録できるサイトを別途設置する。

第11章 費用分担

(1) 15年度のモデル事業においては、原則として、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で実証試験を行う場合の対象技術の運転、試験終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用は実証申請者の負担とし、対象技術の環境保全効果の測定その他の費用は環境省の負担とする。詳細については、実証試験要領で定める。

(2) 16年度以降の事業の費用分担は、別途検討する。

第12章 事業の実施状況・成果の評価と次年度以降の事業への反映

環境技術実証の実施手法・体制の改善を図るため、モデル事業の実施状況、成果について、各参加主体の代表の参加も得つつ、モデル事業検討会で評価を行い、次年度以降の事業に反映する。また、パイロット期間中の実証成果の把握のため、技術実証を受けた企業を対象に、実証による市場拡大の成果、実証結果の有効性を定期的に把握することとする。

なお、モデル事業期間中の柔軟な対応を確保するため、環境省の承認を得ることを前提に、本実施要領の内容を一部変更し実施することができる。